

「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編） 制作業務委託に係る公募について

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

平成 30 年 5 月 16 日

一般社団法人 香川県水産振興協会
会 長 嶋 野 勝 路

1 公募に付する事項

(1) 委託業務名

「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務

(2) 委託期間

契約締結日から平成 31 年 2 月 20 日（水）まで

(3) 契約限度額

1,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 委託業務の内容

別添「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務仕様書のとおり

2 応募資格

応募できるのは、次に掲げる条件をすべて満たす業者とします。

- (1) 県内に本社（本店）又は事業所（支店、営業所等を有し、かつ、その長を代理人として登録していること）があること。
- (2) 「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務に係る応募意思表明書を提出する時点において、県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務に係る応募意思表明書を提出する時点において、県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
※「普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。」こと等
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たす者とする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (6) 香川県税を滞納していないこと。

- (7) 編集制作から納品までを一括して受託し、管理できること。
- (8) 編集制作を担当する専任のスタッフを配置できること。
- (9) 県内の漁業や県内の地域事情に詳しく、常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- (10) 業務内容についての守秘義務を遵守すること。
- (11) 当協会又は当協会が指名する者の指示に柔軟に対応できること。

3 応募方法

「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務企画提案実施要綱に基づき、必要書類を下記のとおり提出してください。

なお、応募に要するすべての費用は応募者の負担とし、提出された書類は返却しません。

また、応募に関する質問は、書面（質問書）（様式2）で受け付けるものとします。

(1) 応募意思の表明

応募意思表明書（様式1）、過去の制作実績等を持参又は郵送により1部提出すること。

- ①受付期間：平成30年5月16日（水）から5月25日（金）まで（土日を除く。）
- ②受付時間：午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時00分
- ③提出場所：一般社団法人 香川県水産振興協会

(2) 企画提案書の提出

企画提案書、見積書等を持参又は郵送により指定された部数提出すること。

- ①受付期間：平成30年6月13日（水）から6月20日（水）まで
- ②受付時間：午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時00分
- ③提出場所：一般社団法人 香川県水産振興協会

4 欠格事由

提出された応募意思表明書（様式1）、企画提案書又は見積書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- (1) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

5 選定方法

選定委員会において、提出された企画提案書等についての書類審査及びプレゼンテーションを実施し、6の「審査基準」の審査項目毎に点数をつけ、その合計点が最も高い提案を行った応募者を契約予定者として選定します。

6 審査基準

評価項目	評価のポイント	配点
企 画 内 容	向上心の高い人物が関心を示すような内容か。	15
	雇用型漁業の魅力がわかる内容か	15
	香川県で就業するメリットがわかる内容か	15
	かがわ漁業塾等を利用するメリットがわかる内容か。	15
制 作 実 績	水産業、漁業における動画等の制作実績の有無と内容。	20
制 作 体 制	業務を適切に遂行できる体制を有しているか。	10
経 費	提案に対して、妥当な経費となっているか。	10
合計		100

7 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| (1) 公告 | 平成 30 年 5 月 16 日 (水) ~5 月 25 日 (金) |
| (2) 応募意思の表明等 | 平成 30 年 5 月 16 日 (水) ~5 月 25 日 (金) |
| (3) 質問に対する回答 | 平成 30 年 6 月 1 日 (金) |
| (4) 企画提案書・見積書等の提出 | 平成 30 年 6 月 13 日 (水) ~6 月 20 日 (水) |
| (5) 選定委員会 | 平成 30 年 6 月下旬 |
| (6) 審査結果の通知 | 平成 30 年 7 月上旬 |
| (7) 契約締結 | 平成 30 年 7 月上旬 |

8 応募・照会先

〒760-0031

高松市北浜町 8-25 (漁連会館内)

一般社団法人 香川県水産振興協会

電 話 : 087-811-7738

F A X : 087-822-6159

参考資料

- ① 「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画 (雇用型編) 制作業務企画提案実施要綱
- ② 「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画 (雇用型編) 制作業務仕様書

「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務 企画提案実施要綱

一般社団法人 香川県水産振興協会

I 趣旨

本県の漁業就業者は、平成 20 年 3,218 人から平成 25 年 2,484 人と、5 年間で 23%と大きく減少し、年齢構成は、65 歳以上が 45%を占め、高齢化が著しい。将来にわたり本県の漁業を持続発展させていくためには、意欲ある就業者の確保が重要であり、その確保・育成を図る必要がある。

そのため、県は、漁家子弟やU J I ターンによる移住希望者、離職者などの多様な漁業就業希望者が就業しやすい環境をつくり、その独立を支援するため、就業から定着までの一貫した総合的な担い手確保・育成対策を実施している。

具体的には、国の長期研修事業に加え、香川県漁業就業者確保育成センターによる就業相談や求人情報の提供、「かがわ漁業塾」事業、新規就業者漁船漁具リース支援事業、新規漁業就業者生活安定給付金事業等を体系的に取り組んでいる。

その中で、平成 29 年度から、「かがわ漁業塾」事業の施策拡充として、県内の漁業についての求人情報や県が取り組む漁業の担い手確保事業に関する情報を県外の漁業就業希望者へ積極的に提供しており、漁業に興味がある求職者が漁業就業へ踏み出す契機となるような動画を制作している。

平成 30 年度は、平成 29 年度に制作した「独立型編」に続き、「雇用型編」として、新規就業者が県内の水産会社で養殖漁業に従事する様子や漁業に従事するまでのエピソード等を映像化するとともに、香川県の魚類養殖、ノリ養殖、カキ養殖等の魅力を紹介する動画を制作する。

II 概要

1 事業名

「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務

2 選定方法

企画提案方式（プロポーザル方式）により選定

3 事務局

〒760-0031

高松市北浜町 8-25（漁連会館内）

一般社団法人 香川県水産振興協会

電話：087-811-7738

FAX：087-822-6159

4 提出物

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
①応募意思表明書	様式1	1部	平成30年5月16日(水)から5月25日(金)まで(持参又は郵送)
②過去の制作実績	DVD	1枚	10分以内の作品 要返却の場合は事前に申し出ること
③企画提案書	様式任意	10部	A4版カラーコピー(10ページ以内) 正本1部、副本9部を提出 正本1部のみ応募者名を記載すること 平成30年6月13日(水)から6月20日(水)まで(持参又は郵送)
④見積書	様式任意	1部	消費税及び地方消費税は8%で計算すること

※②は①と同時に、④は③と同時に提出すること。

※企画提案に関する質問は、書面で受け付けるものとし、質問書(様式2)により、平成30年5月16日(水)から5月25日(金)まで(土日を除く。)に提出すること。また、質問に対する回答は、平成30年6月1日(木)までに質問者にFAXで回答する。

5 応募受付期間(厳守)

応募意思表明書(様式1)は、平成30年5月16日(水)から5月25日(金)まで(土日を除く。)に、事務局(一般社団法人 香川県水産振興協会)へ、「過去の制作実績」(DVD)と同時に、持参又は郵送により1部提出すること。(5月25日(金)午後5時00分必着)

※受付時間：午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時00分

なお、参加資格を満たさないと判断した者には、平成30年6月1日(金)までにFAXで通知する。

6 企画提案受付期間(厳守)

企画提案書(A4版カラーコピー(10ページ以内、正本1部のみに応募者名を記載))は、平成30年6月13日(水)から6月20日(水)までに、事務局(一般社団法人 香川県水産振興協会)へ、「見積書」と同時に、持参又は郵送により指定部数を提出すること。(6月20日(水)午後5時00分必着)

※受付時間：午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時00分

7 見積上限額

「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画(雇用型編)制作業務の委託料は、1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする。

8 応募資格

応募できるのは、次に掲げる条件をすべて満たす業者とする。

- (1) 県内に本社（本店）又は事業所（支店、営業所等を有し、かつ、その長を代理人として登録していること）があること。
- (2) 「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務に係る応募意思表明書を提出する時点において、県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務に係る応募意思表明書を提出する時点において、県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
※「普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。」こと等
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立て又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たす者とする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (6) 香川県税を滞納していないこと。
- (7) 編集制作から納品までを一括して受託し、管理できること。
- (8) 編集制作を担当する専任のスタッフを配置できること。
- (9) 県内の漁業や県内の地域事情に詳しく、常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- (10) 業務内容についての守秘義務を遵守すること。
- (11) 当協会又は当協会が指名する者の指示に柔軟に対応できること。

III 審査

1 審査方法

- (1) 第 1 次審査
 - ・事務局で書面審査を行い、合計得点が高い 3 提案を第 1 次審査通過とする。
 - ・提案数が 3 提案以下の場合は、すべて第 1 次審査通過とする。
- (2) 第 2 次審査
 - ・選定委員会において審査を行う。
 - ・第 1 次審査を通過した提案者によるプレゼンテーションを行う。
※「提案作品」及び「過去の制作実績」（DVD）による提案（1 提案 10 分以内）
 - ・各評価項目の合計得点が高い提案を採択案件に選定する。
 - ・同点の場合は、選定委員会で協議を行い、採択案件を選定する。

2 審査基準

評価項目	評価のポイント	配点
企 画 内 容	向上心の高い人物が関心を示すような内容か。	15
	雇用型漁業の魅力が伝わる内容か	15
	香川県で就業することの魅力が伝わる内容か	15
	かがわ漁業塾等を利用するメリットがわかる内容か。	15
制 作 実 績	水産業、漁業における動画等の制作実績の有無と内容。	20
制 作 体 制	業務を適切に遂行できる体制を有しているか。	10
経 費	提案に対して、妥当な経費となっているか。	10
合計		100

3 第2次審査

- ・日時：平成30年6月下旬
- ・日時・場所は、第1次審査で選定された者にFAXで通知する。

4 決定

第2次審査の結果に基づき、採用作品1点を選定する。

5 審査結果の通知

応募者全員に、書面で、当落の結果と契約予定者名を通知する。

IV その他

1 費用

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とすること。

2 契約

一般社団法人 香川県水産振興協会は、採用業者に「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務を委託する。

なお、委託する業務の内容は、「「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務仕様書」のとおりであること。

3 著作権

- (1) 成果物（動画データだけでなく、成果物のラベルも含む。）に記録された動画に関する権利（著作権法第21条から第28条までに規定するもの）は、すべて香川県に帰属すること。
- (2) 成果物の制作にあたり、第三者に著作権があるもの（素材）を用いる場合は、採用業者が自らの責任と負担で著作権者の承諾を得ておくこと。
- (3) 成果品について第三者と紛争が生じた場合は、採用業者の責任と費用負担において解決すること。

- (4) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様に記載にない事項についても、新たな提案を妨げないこと。
- (5) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて一般社団法人 香川県水産振興協会（当該協会が指名する者を含む。）と協議するものとする。

4 採用作品の補正

一般社団法人 香川県水産振興協会の都合により、採用作品の内容等を変更する可能性があること。

5 提出物の取扱い

提出物は、原則として、返却しないこと。一旦受理した書類の変更・追加は認めないこと。

様式 1

「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務企画提案
応募意思表明書

平成 30 年 月 日

一般社団法人 香川県水産振興協会会長 殿

(申込者)

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務に係る公告、企画提案実施要綱及び制作業務仕様書の条件等を了解し、応募します。

香川県が発注する物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に係るものを除く。）に係る競争入札参加資格名簿への登録の有無		有 ・ 無	
過去における本業務と同種の業務受託実績（できる限り新しいもの）			
No.	発注者	業務名・業務概要	業務受託期間等
1			
2			
3			

※ 参考資料等があれば添付してください。

(連絡先)

所 属 :

職氏名 :

電 話 :

F A X :

E-mail :

添付書類

①香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明） 1部

様式 2

「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務
質問書

平成 30 年 月 日

＜質問書送付先＞

〒760-0031
高松市北浜町 8-25（漁連会館内）
一般社団法人 香川県水産振興協会
電 話：087-811-7738
F A X：087-822-6159

社 名	
氏 名	
電 話	
F A X	
E-mail	

※該当するものにチェックして、質疑事項を簡潔に記入してください。

企画提案の実施方法

業務の内容

企画提案書の制作方法

質 問 内 容

--

「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務 仕様書

一般社団法人 香川県水産振興協会

1 業務の目的

平成 29 年度から、「かがわ漁業塾」事業の施策拡充として、県内の漁業についての求人情報や、県が取り組む漁業の担い手確保事業に関する情報を、県外の漁業就業希望者へ積極的に提供しており、漁業に興味がある求職者が県内で漁業就業へ踏み出す契機となるような動画を制作している。

平成 30 年度は、平成 29 年度に制作した「独立型編」に続き、「雇用型編」として、新規就業者が県内の水産会社で養殖漁業に従事する様子や漁業に従事するまでのエピソード等を映像化するとともに、香川県の魚類養殖、ノリ養殖、カキ養殖等の魅力を紹介する動画を制作する。

2 業務内容

(1) 名称

「かがわ漁業塾」を利用した漁業就業動画（雇用型編）制作業務

(2) 委託金額（契約限度額）

1,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 内容

下記の 2 種類の動画を映像、ナレーション、テロップ、音楽及びその他必要な表現手段を用いて制作する。

【動画 1】（動画時間：5 分～8 分程度）

以下のようなコンテンツを盛り込んだ動画を制作する。

- ① 香川県の養殖業及び「かがわ漁業塾」についての基本的な説明
- ② 香川県の養殖業（魚類養殖、ノリ養殖、カキ養殖等）の紹介
- ③ 雇用型で養殖業に従事する若手漁業者（2 人程度）の紹介
- ④ 若手漁業者と雇用主へのインタビュー

【動画 2】（動画時間：3 分～5 分程度）

香川県の養殖業（魚類養殖、ノリ養殖、カキ養殖等）を紹介する動画を制作する（【動画 1】の②部分のロング版）。

(4) 構成

【動画 1】については以下の点に留意した構成とすること

- ① 将来、香川県の漁業の中心人物となるような、向上心の高い人物が関心を示すような内

容とすること。

- ② 雇用型の漁業が魅力的で将来性のある仕事であることが伝わる内容とすること。
- ③ 他の地域と比べても香川県で就業したくなるような、香川県の魅力が伝わる内容とすること。
- ④ かがわ漁業塾や香川県漁業就業者確保育成センターを利用して就業することによるメリットがわかる内容とすること。

(5) 動画の規格

- ① 画角は 16 : 9 とする。
- ② 画質クオリティはハイビジョンもしくはそれ以上とする。

(6) 撮影

- ① 当協会と日程を調整の上、取材先の現地下見や打合せを行う。
- ② 当協会と日程を調整の上、現地の取材及び撮影を行う。

(7) 出演者、協力者に関する交渉及び謝礼

- ① インタビューをする若手漁業者と雇用主への謝礼及び撮影の際の用船料（当協会が了承したものに限る。）は、当協会が支払う。
- ② 出演者、協力者等の肖像権及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、必要に応じて受託者が料金を支払う。

(8) 編集（映像編集、音声編集、テロップ入力等）

- ① 音声なしでも使用できるよう、全編にテロップを使用する。
- ② 取材後速やかに編集し、仮編集の段階で当協会にプレビューを行う。

(9) 納品

- ① MPEG-4 形式、WMV 形式の動画配信データを、それぞれコピー可能な DVD-R で各 10 枚納品すること。
- ② DVD-Video 形式のデータをコピー可能な DVD-R で各 15 枚納品すること。
- ③ ディスクの表面には「タイトル」（当協会と要協議）及びファイル形式を記載すること。
- ④ 当協会が指定する場所（高松市内 1 箇所）に納品すること。
- ⑤ 納期は、平成 31 年 2 月 20 日（水）とする。

3 その他

- (1) 発注後、当協会の都合により変更が生じた場合は、別途協議する。
- (2) 本契約に基づき実施した動画制作によって得られ、成果物において確定された著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）については、香川県に帰属する。
- (3) 成果物の中に第三者の著作権が含まれている場合は、本契約の受託者は、業務を実施

する前に、当該第三者との書面による契約により、当該成果に係る著作権の当協会の利用を許諾しておくものとする。なお、利用許諾に要する費用は、制作費用に含まれるものとする。

- (4) 本契約の履行後、香川県が著作物の内容に変更を加えることについて、同意すること。